

平成 24 年 2 月 24 日

投資主各位

東京都港区新橋二丁目 2 番 9 号  
ケネディクス不動産投資法人  
執行役員 宮島 大祐

第 6 回投資主総会招集ご通知の一部修正について

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、平成 24 年 2 月 24 日付でご送付申し上げました本投資法人第 6 回投資主総会招集ご通知のうち、一部に誤りがございましたので、ここに深くお詫び申し上げますとともに、下記のとおり修正させていただきます。なお、修正箇所は網掛けで表示しております。

敬具

記

修正箇所

1. 3 頁「第 1 号議案 規約一部変更の件 1. 変更の理由」

【修正前】

- (3) 社団法人投資信託協会について、今後、公益社団法人化が予定されていることから、公益社団法人化後の取扱いを明確にするため、必要な字句の修正を行うものです（現行規約第 35 条第 2 号）。

【修正後】

- (3) 社団法人投資信託協会について、今後、一般社団法人化が予定されていることから、一般社団法人化後の取扱いを明確にするため、必要な字句の修正を行うものです（現行規約第 35 条第 2 号）。

2. 5 頁「第 1 号議案 規約一部変更の件 2. 変更の内容」

【修正前】

現 行 規 約	変 更 案
第 35 条（金銭の分配の方針） (1) （記載省略） (2) 利益を超えた金銭の分配 本投資法人は、本投資法人が適切と判断した場合、社団法人投資信託協会（以下「投信協会」という。）の規則に定められる金額を限度として、本投資法人が決定した金額を、利益を超えた金銭として分配することができる。ただし、上記の場合において、金銭の分配金額が投資法人に係る課税の特例規定における要件	第 35 条（金銭の分配の方針） (1) （現行どおり） (2) 利益を超えた金銭の分配 本投資法人は、本投資法人が適切と判断した場合、社団法人投資信託協会（ <u>公益</u> 社団法人化された場合には、当該 <u>公益</u> 社団法人化後の法人を含む。以下「投信協会」という。）の規則に定められる金額を限度として、本投資法人が決定した金額を、利益を超えた金銭として分配することができる。ただし、上記の場合にお

現 行 規 約	変 更 案
<p>を満たさない場合には、当該要件を満たす目的をもって本投資法人が決定した金額をもって金銭の分配をすることができる。</p> <p>(3)～(5) (記載省略)</p>	<p>いて、金銭の分配金額が投資法人に係る課税の特例規定における要件を満たさない場合には、当該要件を満たす目的をもって本投資法人が決定した金額をもって金銭の分配をすることができる。</p> <p>(3)～(5) (現行どおり)</p>

【修正後】

現 行 規 約	変 更 案
<p>第 35 条 (金銭の分配の方針)</p> <p>(1) (記載省略)</p> <p>(2)利益を超えた金銭の分配</p> <p>本投資法人は、本投資法人が適切と判断した場合、社団法人投資信託協会（以下「投信協会」という。）の規則に定められる金額を限度として、本投資法人が決定した金額を、利益を超えた金銭として分配することができる。ただし、上記の場合において、金銭の分配金額が投資法人に係る課税の特例規定における要件を満たさない場合には、当該要件を満たす目的をもって本投資法人が決定した金額をもって金銭の分配をすることができる。</p> <p>(3)～(5) (記載省略)</p>	<p>第 35 条 (金銭の分配の方針)</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2)利益を超えた金銭の分配</p> <p>本投資法人は、本投資法人が適切と判断した場合、社団法人投資信託協会（<u>一般社団法人化された場合には、当該一般社団法人化後の法人を含む。</u>以下「投信協会」という。）の規則に定められる金額を限度として、本投資法人が決定した金額を、利益を超えた金銭として分配することができる。ただし、上記の場合において、金銭の分配金額が投資法人に係る課税の特例規定における要件を満たさない場合には、当該要件を満たす目的をもって本投資法人が決定した金額をもって金銭の分配をすることができる。</p> <p>(3)～(5) (現行どおり)</p>

以上